

土地基本調査における報告者の負担軽減及び品質の確保を目的とした 不動産登記情報の電子データによる提供について

法務省民事局民事第二課長（以下「甲」という。）及び国土交通省総合政策局情報政策課長（以下「乙」という。）は、次のとおり合意した。

（登記情報の提供）

第1条 甲は、土地基本調査における報告者の負担軽減及び品質の確保を目的とし、乙の求めにより（統計法（平成19年法律第53号）第29条第1項）、甲から乙に対する提供が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第69条第1項の規定に該当するものとして、乙に対し甲の保有する登記情報を提供する。

（提供方法）

第2条 登記情報の提供は、電磁的記録媒体を用いて行うこととする。

2 登記情報は、甲から乙へ必要となる情報を一括又は分割して提供するものとし、甲の地方支分部局においては、これに関する事務は取り扱わない。

3 提供時期は、甲乙が別途協議して定める。

（目的外利用の禁止等）

第3条 乙は、甲から提供された登記情報を乙における土地基本調査における報告者の負担軽減及び品質の確保以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 甲から受領する情報に、甲乙間で提供及び利用に係る取扱いが決定されていない情報が含まれる場合には、乙は、目的を問わず、当該情報を使用し、又は他に漏らしてはならない。

3 第1項の目的を達成するため、乙は、甲に対し、甲から提供された登記情報の取扱いを提示する。情報セキュリティの確保に関する規則を変更したときも同様とする。

（費用の負担）

第4条 登記情報を提供するために新たに必要となるシステムの運用等に要する経費は、乙において応分の経費を負担する。ただし、令和5年度に提供する令和4年度における登記情報及び令和5年度における登記情報の提供については、システムの運用等に要する経費は生じない。

（免責事項）

第5条 乙は、登記情報を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害を含む。）については、自らこれを負担する。

(登記情報の管理)

第6条 甲は、乙に対し、登記情報の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、登記情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。

3 乙は、甲に対し、甲から前二項の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(登記情報の利用の停止)

第7条 登記情報の漏えいが発生した場合又は本取り交わしに違反する行為が認められた場合には、甲の通知によって、直ちに登記情報の利用を停止することができる。

(利用目的達成後の措置等)

第8条 乙は、甲から提供された登記情報を、その利用の目的を達成した後、速やかに廃棄するものとする。ただし、甲から提供した登記情報の取扱いについて甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(細目)

第9条 甲が提供する登記情報の範囲及び提供方法等の細目については、甲乙が別途協議して定める。

令和6年2月9日

(甲) 法務省民事局民事第二課長

大谷 太

(乙) 国土交通省総合政策局情報政策課長

田島 聖一